

平成27年度税制改正 要望と成果

1. 石油化学製品製造向け原料に係る揮発油税、石油石炭税の本則非課税化

【税制改正大綱】

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

※本則化は成されなかったものの、引き続き検討課題となる

2. 軽油引取税の課税免除措置の期間延長ないし恒久化

【税制改正大綱】

セメント製品製造業を営む者が事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する引き取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。

※恒久化は成されなかったものの、3年延長となる

3. 地球温暖化対策税（24年10月導入）の抜本的見直しまたは暫時猶予

【税制改正大綱】

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、税制面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

※抜本的な見直しの具体案は示されなかったものの、方向性が示される

4. 臨海工業地域を中心に防災のための所要の施策を推進する

【税制改正大綱】

南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域において、国の無利子資金の貸付けを受けて改良された港湾法に規定する特別特定技術基準対象施設である護岸、岸壁及び物揚場に係る固定資産税について、津波防災地域づくりに関する法律の推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する一定の償却資産に係る課税標準の特例措置との適用関係を整理の上、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする措置を平成30年3月31日まで講ずる。

※港湾の防災対策推進のための税制措置